

(原文縦書き)

岐阜県公安委員会告示第十八号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条第一項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する要綱を次のように定める。

令和七年十二月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条第一項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する要綱

第一条 この要綱は、岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和七年岐阜県公安委員会規則第十七号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 規則第三条第一項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等（規則第二条第一項第一号に規定する公安委員会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第三条 規則第三条第三項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

第四条 規則第三条第四項に規定する岐阜県公安委員会が定める場合は、岐阜県公安委員会が指定する申請等ごとに、岐阜県公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ岐阜県公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

第五条 規則第四条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として岐阜県公安委員会が定める措置は、前条に規定する措置とする。

第六条 規則第五条第一項の場合において、規則第三条第二項及び第三項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、岐阜県公安委員会が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

第七条 規則第六条第一項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。